

# テッサロニカ事件の意義

——テオドシウス帝権とアンブロシウス——

長友栄三郎

【要約】 ローマ帝国のクリスト教化はコンスタンチヌス帝に初まり、テオドシウス帝によつて完成されたものといえるが、真実のクリスト教皇帝としてのテオドシウスの精神的形成には、ミラノの司教アンブロシウスの影響が無視され得ない。その絶頂をなしているのがテッサロニカ虐殺事件である。この事件前後の事態を考察するなら、従来帝権の尊厳を第一義としたテオドシウスが、三九〇年以後、帝権保持の前提に神への敬虔を置くに至つた精神的変化を認めることができる。

## 一

既に三八八年、Callinicum で起つたユダヤ人礼拝堂 synagoga 焼打事件におき、テオドシウスのアンブロシウスへの屈服、換言すれば、俗的帝権が教権に対して有する弱点が明瞭に示されている。同時にこの事件によつて、アンブロシウスの積極的果敢な性格を汲みとることができる。その性格は、クリスト教の権威を楯としての偏執ともみ

られるほどの強硬な態度となつてあらわれ、「カリニクムの城砦の建物の或る部分における火災と、ローマ市で行われた報復と、同時に正しかつたとして、いずれがより妥当として評価さるべきか」といふことばにみられるように、正義をクリスト教の埒外に認めることを拒否しようとする。彼にとつては、他の場合に不当が許されるなら、当然クリスト教に關してもその不当は許さるべきなのであり、それを理論づけるためには、多くの予言者たちの家がロー

マで焼かれ、しかも誰も報復しなかつたことか、ユリアヌス帝時代にユダヤ人が多くの教会のバシリカを焼き、しかもその中で修復されたものも、シナゴーガの費用でなく、教会の出費によつたということが例証として挙げられている。「神自ら咎め給うた不信仰の場所、不敬虔の家、狂人のかくれ家であるシナゴーガが炎上したのであるから」、いかなる理不尽、暴行も是とするのである。

それは一方においては彼の偏狭性の故ともいえようが、他方においては、自己の言動に対する自信に基づくものであつた。この自信の故に、彼は皇帝へ直言することを躊躇せず、また皇帝がこれを不自然にとらなかつたと信じているのである。「私はまた権威への適応を表明しなければなりません。『尊ぶべき者を尊び、貢を受くべき者に貢を納めよ』(Rom. xiii. 7)と書かれてゐるよう」<sup>⑥</sup>と述べ、確かに彼は神に関する事以外には帝権への尊敬を示した。そしてこの故に、「私は自己のために行爲したのではなく、皇帝自身のためにも、私の魂のためにもそれを伝達したのですから、天帝の面前で云うに困惑しませんでした」と敢えていつてゐるのである。

しかし、このようなアンブロシウスの態度を、われわれはあくまで彼の神に対する無類の敬虔と直情とから理解しなければならぬ。心底においては、「神をすべてのものの第一に置く以上、私は誰をも害うことはない」<sup>⑦</sup>のであり、それは同時に、「神を信じて、私の考えに上ることを陛下ら皇帝に告げることを恐れぬ」<sup>⑧</sup>ことになる。帝権は偉大であるが、神はなお更偉大だからである。宗教への彼の熱情は、撤去された寺院恢復をウァレンチニアヌス二世に建議した異教徒シンマクスの行為にさえ、その宗教への熱情の故に、同感を喚起せしめてゐるのである。また一方、現実世界における最高にして眞実の現世神に価する尊敬を皇帝に認めることは、神の聖なる法に反する罪を否定させる義務を皇帝に負わせることであり、その方向に皇帝を指導することが司教たるアンブロシウスの義務となる。そこにおのずから、アンブロシウスの政治への関心の度が強められることになる。「われわれは陛下の自由の監査役でもありませんし、また私は他人の利益を妬んだこともありません。われわれは信仰の解釈者であります」と自認しながらも、事実上かかる埒内に留まり得ないことになる。それは、

異教儀式の復活を許容した篡奪皇帝エウゲニウスを、「避ける方がよいと考えた者」とし、「自らを瀆聖罪に陥れた者の存在を避けた」といつていることから明らかである。エウゲニウスは名目上はクリスト教徒であつたが、実際には明瞭な異教徒だつたからであり、従つてアンブロシウスがエウゲニウスに向つて述べている「野蛮な盗賊の残忍と無価値の篡奪者」ということばは、エウゲニウスその人を指しているように感ぜられるのであり、エウゲニウスに対するテオドシウスの勝利は、「昔の習慣と昔からある奇蹟によれるもの」<sup>⑩</sup>であり、「天の恩恵の注出により陛下に与えられるに価する」勝利であるにすぎない。

帝国にとつては、異教、ユダヤ教、異端の過ちを否認せざる限りは救済の希望はあり得ず、これら異教、ユダヤ教、異端に対し帝国が強庄の武器を用いた場合、アンブロシウスはそれさえは認しようとした。アタナシウスは迫害を悪魔の武器と宣言したが、アンブロシウスは神の王国実現の手段として、悪魔の武器さえ用いようとした。大義のためには人道と迫害を斯く同一の精力を以て追求し得たというのは、彼の熱烈な信仰に基づいた積極的果敢な性格を無視

しては理解し得ざるところである。彼のいわゆる自由の防衛の中にさえ見出される、とりわけローマ的authoritarianismな権力主義なるものも、当時のクリスト教の有せる力、或は権力者としての道を一貫して歩んだ彼の経歴から形成されたものといふべきであらう。

従つて彼は、「できるだけ控え目にして皇帝の決定に満足を与え」、「背信の嫌疑に陥つた者が私が危険に傷つけないうよう、聞いたことをそのまま述べることがないよう」<sup>⑪</sup>な聞き方をしたといひながら、「陛下の宮廷で聞くという自然の法が私だけに奪いとられ、語る地位さえ奪われていることを知つた」ということに不満をもつのである。しかも表面上は、「もし聖職者が誤りを犯した者に語らなかつたなら、誤りを犯した者は自己の誤りで死し、牧師はその誤りに忠告しなかつたために、その罪の被告となるでしようか」という疑問が不満の理由とされている。

① Dactenによれば、皇帝が屈服したのは弱さからでも、宗教上の理由からでもなく、またアンブロシウスの不自然な歎願に納得したからでもなく、政治的必要からであつた。即ち、皇帝自身まだよく知られていず、彼の権威が確立していないイタリアに到着したばかりで、ウァレンチニアスとの争いで証され

- たより、金カトリック人口を略奪せしむる力を得た地を、  
 臣に敵対する危險を懸たしたるを (F. Homes Dudden,  
 St Ambrose, his Life and Times, Oxford, 1935, Vol. 2, p.  
 378)。なほ「*de civitate dei*」第 7 章所載) 参照。  
 教皇権のころ」(『阿蘭大主教著 教皇権論』第 7 章所載) 参照。
- ② Ambrosius, ep. XL, 13: Quid igitur dignus, ut Callinici  
 castri in parte aliqua aedificiorum incendium, an urbis  
 Romae vindicandum aestimaretur, si oporteret tamen?
- ③ *ibid.*, non recordaris, imperator, quantorum Romae do-  
 mus praefectorum incensae sint, et nemo vindicavit?
- ④ Ep. XL, 15: dicere quantas Ecclesiae basilicas Judaei  
 tempore imperii Juliani incenderint. Dnas Damasci, qua-  
 rum una vix reparata est, sed Ecclesiae, non synagogae  
 impenditis.
- ⑤ *ibid.*, 14: quia synagoga incensa est, perfidiae locus, im-  
 pietatis domus, amentiae receptaculum, quod Deus dam-  
 navit ipse.
- ⑥ Ep. LVIII, 12: in os dicere dubitavi.
- ⑦ *ibid.*, nec moleste tulit.
- ⑧ *ibid.*, etiam me exhibere sedulitatem potestati debitam,  
 sicut et scriptum est: «Cui honorem, honorem; cui tribu-  
 tum, tributum.»
- ⑨ Ep. LVII, 4: quia non pro meis commodis faciebam,  
 sed quod et ipsi, et animae meae proderat, in conspectu

regis loqui non confundebar.

- ⑩ *ibid.*, 1: Nemini enim facio injuriam, si omnibus Deum  
 praefero.

⑪ *ibid.*, et confidens in ipso, non vereor vobis imperatoribus  
 dicere, quae pro meo captu sentio.

⑫ Cf. *ibid.*, 7: Etsi imperatoria potestas magna sit, tamen  
 considera, imperator, quantus sit Deus. (帝権は偉大では  
 あり、神がごかくに偉大であるかを、陛下より熟考し給え)。

⑬ Cf. *ibid.*, 2: Retulerat vir amplissimus Symmachus, cum  
 esset praefectus urbis, ad Valentianum augustae memo-  
 riae imperatorem juniorem, ut templis, quae sublata fuerant,  
 reddi iuberet. Functus est ille partibus suis pro studio  
 et cultu suo. (非常に卓越した人物シムマクスは、ローマ都督  
 である時、シマンチオプスに二世皇帝に對し、撤去されし  
 したものを諸寺院に恢復するごんを命ずるよう、尊嚴な回響を  
 要請しました。それは彼自身の役割に従つて、彼自身の熟意を  
 教養により行われたごひよりまつた)。

⑭ Cf. *ibid.*, 7: nonne tuum fuit, impera tor, pro Dei summi  
 et veri et vivi veneratione perseverantius obistere, et  
 negare, quod erat in injuria sacrae legis? (陛下、真実によ  
 つて生かたる最高の神の尊嚴の故に、ごんご不撓に事に従つ、  
 聖なる法の侵害を否定するごんご陛下のなすごんごひより  
 まかへごひよ)。

⑮ *ibid.*, 8: non sumus scrutatores vestrae liberalitatis, nec

aliorum commodorum invidi; sed sumus interpretes fidei.  
 ⑭ Ep. LXI. 2: quem jure declinandum putaveram.  
 ⑮ *ibid.*, ejus vitæbam presentiam, qui se sacrilegio miscuis-  
 set.

⑯ Cf. Sozomen. VII. 22: *Etrévous ôé tis obh thrás ôrâs fânos*  
*tpoi tò ôtria tou Xpocrou.* (「オハギリウスは、たしかに心  
 から確實にギリスマ教徒の考えをめぐつてはうなう」)。

⑰ Cf. ep. LXI. 1: quo Romanum imperium a barbari lat-  
 ronis immanitate et ab usurpatoris indigni solio vindicares.  
 (「聞てがローマ帝國を野蛮な盜賊の残忍と無価値の篡奪者の王  
 座から防衛したのじ」)。

⑱ Ep. LXIII. 4: Victoria enim tua antiquo more vetustisque  
 miraculis.

⑲ *ibid.*, coelestis gratiae effusione tibi collata censetur.

⑳ Ep. I. 17.

㉑ Cf. C. N. Cochrane, Christianity and Classical Culture,  
 Lond., 1944, p. 350.

㉒ *ibid.*.

㉓ Ep. LI. 2: verecundia igitur, qua potui, satisfeci imperiali  
 arbitrio.

㉔ *ibid.*, ut audita non possim eloqui, ne eos qui in suspi-  
 cionem proditoris venerint, laedam in periculo.

㉕ *ibid.*, Soli mihi in tuo comitatu jus naturae ereptum  
 videbam audiendi, ut et loquendi privarer munere.

⑳ *ibid.*, 3: si sacerdos non dixerit erranti, is qui erraverit  
 in sua culpa morietur, et sacerdos reus erit poenae, quia  
 non admonuit errantem?

II

アンブロシウスの帝権批判如何にかかわらず、テオドシ  
 ウスの異端弾圧は在位中継続した。帝國統一への寄与のた  
 め、何物をも顧慮せず、クリスト教皇帝としての彼がな  
 したの这是对異端措置であつた。三八年五月四日には、  
 エウノミウス派の遺言、遺産相続は否認され、かれらの相  
 続財産は国库に没収されることになつた。<sup>①</sup>六月十七日には、  
 ローマ都督アルビヌス宛の訓令で、マニ教徒の全帝國にお  
 ける居住、特にローマ市における居住を禁じた。かれらは  
 世界と共存してはならないのである。<sup>②</sup>

しかし何にもまして、皇帝は帝國と結びつかねばならな  
 い。第四世紀の皇帝がクリスト教皇帝たるゆえんは、かれ  
 らが神に敬虔であつたということより、むしろクリスト教  
 との結合が必要であつたからに外ならない。敬虔の点で他  
 の皇帝に劣るところのないテオドシウスまた然りである。  
 伝統の皇帝としてはローマを無視することはできず、彼は

三八九年六月十三日、皇子ホノリウスを伴つてローマに入城した。彼は慣例に従つて元老院を訪れ、演説をし、その後ローマの異教指導者たちと交際した。⑤ 彼がローマ入城後、正統信仰の牧師を尊重したことは当然であるが、異端的の信仰者であるナウアチアスをも喜んで迎え、これら異端者のローマ司教を喜ばすため、篡奪者マクシムスのための賛辭を作り、この司教の許にかくまわれていたと思われる異教の指導者シンマクスを恩赦した。⑥ 彼がキリスト教をローマの伝統や帝権そのものに優先させなかつた以上、何等矛盾のない措置である。

このように伝統から完全に離脱していなかつたテオドシウスの、キリスト教皇帝の名に反するような措置、そしてアンブロシウスとの最大の衝突の原因となつたのが、三九〇年夏、かのマケドニアの都市テッサロニカに起つた大虐殺事件である。⑦ 後に取消命令を出したとはいへ、皇帝が最初に関係者殺戮を命じたことは事実であり、そのため七千人の人民が虐殺されたと報ぜられている。⑧ アンブロシウスが座長となつて開催されていたイタリア、カリアの司教の宗教会議は皇帝に有罪を宣し、⑨ また彼は皇帝に親書をした

ためて、⑩ 懺悔なしに教会に入ること拒否した。宗教の權威の帝権に対する優越の誇示といふべきであろう。アンブロシウスは皇帝が初めの殺戮命令を後悔しており、その命令の撤回によつて後悔を實際に示したことを既に知つていたのであるから、⑪ なお更それは優越の殊更の誇示であり、テオドシウスが教会に來た夜の幻影について語り、その時にテオドシウスが祭贊を捧げることがを彼は許さなかつたと述べているのは、⑫ 自己の強硬手段に対する修飾にすぎない。實際、彼は皇帝を破門することを考へたのである。⑬

ソゾメノスによれば、アンブロシウスは皇帝を教会から追出し、破門した。それにもかかわらずテオドシウスが祈禱のため教会に出かけたのに対して、アンブロシウスはこれを拒否した。皇帝は彼の強硬態度に驚き、悔罪の念に打たれて歩みをかえた。⑭ これらのことは、アンブロシウスが皇帝を教会から拒否したということを劇的に敷衍して、教権の優越を強調した作者の附会であるとしても、⑮ 皇帝が教権に易々として叩頭するものでなかつたことを示している。たしかにアンブロシウスは、皇帝が自己の勸告に直ちに⑯ 応ずる態度を示すかどうか疑問をもつたのであり、し

かるが故に彼はクリスト教皇帝のもつ唯一の弱点をとらえて、教権の前に屈服させようとした。ソゾメノスの叙述は、クリスト教皇帝が教権に対してもつ力の限界を示すものである。

われわれは、テオドシウスのカトリック・クリスト教に對する敬虔と、帝権の尊嚴を保持しようとした態度を別個に考えねばならない。この二つは或る場合には一致し、或る場合には相反を余儀なくされたのであるが、あくまで後者が第一義的でなければならなかつた。ニコマクス・フラウィアヌスのイタリア都督任命や三九一年のシンマクスのコンスル任命、或は同年の同じ異教徒タチアヌスのコンスル任命など、すべてこの方針に副うたものであり、皇帝として、元老院の指導者や有能な官吏を無視することはできなかつたのである。三九〇年六月二七日のクリアレスの聖職叙任についての規程の如きも同様であり、地方市区社会でのかれらの重要性から、三八八年以後に聖職に就いたクリアレスは、自己の地位を放棄しなければならなかつた。皇帝としての権威の發揮と信仰との結合せる場合は、戦場におけるテオドシウスの中に認めることができ、それは

ラバルムを掲げて進軍するコンスタンチヌスを髣髴させる。彼は戦場で重大な局面に遭遇した際、馬をとばして前線に至り、テオドシウスの神はいづくに在すやと云つたとアンブロシウスは述べている。また、皇帝自身クリストに依存することを知らなかつたなら、誰が斯くいひ得たかとし、「今や彼はたしかに生命により年をとつたのでなく、信仰により強くなつた」と述べている。これにより信仰が勝利を得たとの確信が述べられていたのであるが、たしかに、指導者の信仰の力を勝利に作用させたものといえよう。しかも、それによつて帝権はいつそう堅固となり得るのである。「皇帝の軍隊の信頼は完璧であり」、「皇帝の信仰は軍隊の力である」ということばは、斯る意味によつて正しく解さるべきである。帝権の保持には軍力こそ第一要素でなければならぬからである。かくて、「信仰は生命を豊かにする」ということは、帝権の力を豊かにすることでもあつた。「人民を恐怖によつて自己に結びつけるよりも、宗教によつて自己に結びつけんとして、皇帝は罪を大きな耻辱として驅逐した」ということばも、アンブロシウスがその意味としたところとは別に、同様な信仰の力を用いての

帝権強化の内容として理解されるべきであろう。

クリスト教皇帝としてのテオドシウスの性格を規定したのは勿論正統信仰であり、彼の敬虔な心であつて、これが彼の施政と結びついたことはいうまでもない。しかしながら、施政の実際に照応して、時としては教会の利益に反してさえも、必ずしも宗教に拘泥しない行政の運営が、彼を傑出したローマ皇帝の一人たらしめたのであつた。宗教心により裏付けられたものであつたにせよ、施政に対する内的反抗者なからしめたのは、帝権への彼の強固な信念であり、帝国への信頼であつた。時にこの皇帝の心に——テッサロニカ事件の際に見られたように——動揺を与えるものがあつたのは、彼の心にとりいれたクリスト教信仰が、施政にとり新しい要素だつたからであり、この新旧二要素の抗争が前面に押し出された場合に、新しいものはより強く彼を動かしたけれども、帝権の優越に関する理念は彼の最後の堅持の一線であつた。この一線にさえ動揺を与えんとしたのがアンブロシウスであり、彼の熱烈な信仰から出発した政治力であつた。かかるところから、アンブロシウスとテオドシウス両者の関係からいふならば、テオドシウス

スの中には、信仰への配慮と、信仰に関わりない皇帝の施政への配慮という二面が認められるわけである。

テッサロニカの事件により良心に悩み、三十日の経過前に処刑命令が実行されてはならない旨を示した三九〇年八月十八日の法令は、エンスリンによれば、彼の反省と、皇帝としての名誉に関して発せられたものである。次のように命じている。

*sin vindicari in aliquos severius contra nostram consuetudinem pro causae intuitu inserimus, nolimus statim eos subire paenam aut excipere sententiam, sed per dies xxx super statu eorum sors et fortuna suspensa sit.*<sup>②</sup>

この法令から少し後、同年九月二日に発せられた都督タチアヌス宛の訓令は、僧を都市から離れて僻遠の地に置くよう命じた措置であり、アンブロシウスのミラノ不在を体験した皇帝の懸念から出たと考察され、司教の長期不在のため、或る宗教組織が國家の監督を脱して強力に展開するのを阻止せんとしたものであつた。<sup>③</sup>

① Cod. Theod. XVI. 5. 17.

② Ibid., 5. 18.



③ Pactatus, pang, 47, 3: quis in curia fueris, quis in rostris—ut te omnibus principem, singulis exhibueris senatorum: ut crebro civilique progressu aedes divinis vestigiis consecratis. (註: 元老院に臨御して演壇に上り、市民のものに君主なること、同時に一個の元老院議員なることを示し給うた。また陛下は屢々なる市民としての昇進により、多くの公事を統轄し給うたのみならず、個々の家を神の足跡により聖化し給うた)。

④ Cf. socrates, H. E., V, 14, 7 f.: *ὁ δὲ βασιλεὺς οὐτως ἦν περὶ τοῦ Χριστιανισμοῦ ἐπιλαβῆς, ὡς μὴ μόνον τοὺς τῆς αὐτοῦ Πιστεως λεγεῖς ἱεροσολίμῳ, ἀλλὰ τῶν καὶ Ναυκρατιῶν τῶ θησοῦρων ὁμοφυῶντας ἀγαπεύων προσεβέλετο. λευρτῶ ἰού ἐπιτάξιτῶ τῆς ἐν Ἰερουσαλὴμ Ναυκρατιῶν ἐκκλησίας παρακαλοῦντ ἰάβου διδοῦς τῶν Σύμωνα ἀπέλαο τοῦ ἐπιτάξιματος.* (このやうに皇帝はクリスト教徒の間において敬虔であつたので、自己の信仰の教師たちを誠実に尊重したのみならず、またキセウシオンを奉じているナウマチモヌを好むようになつた。実際、ナウマチモヌたちのローマにおよぶ教会の司教アントニウスのために、シモンタスに強敵を与へて困つたことになり、彼の罪を赦した)。

⑤ テッサロニカ事件にさうして Ambros. ep. LI: De Obitu Theod. 28, 34: Paulinus, Vita Ambros. 24: Rufinus, H. E. II, 18: Augustin. De Civitate Dei, V, 26; Sozomen. H. E.

VII, 25; Theodoret. H. E. V, 17, 18. 等参照。

⑥ Theodoret. H. E., V, 17, 3: *ταύτην δὲ τὴν ἐξουσίαν ἐκείνος ἰάβου, οὐα αὐτονομίος τε καὶ τήθανος τοῦ θεμιῶ ἀπορηθῆς καὶ τοῦ λογισμοῦ διαφορῶν τοῦ ἐγνώ, ἀόνα ἔφη κατὰ πύτων ἐγίνωσκε καὶ τοῦ ἀθώους μετὰ τῶν ἡρεθῶτων κατέκτενεν. ἐπὶ τῶ, ὡς φασιν, ἀνησθησῶν χιλιάδες, ὁ κησεος ἡγοαμῆους καὶ τῶν τῶ θεμῶ ἐκείνα τερολημῶτων κατακροῦσῶν, ἀλλ' ὡς ἐν ἀμῆτῶ πύτων θμῶθ ὀκνη ἀσταθῶν κατακροῦσῶν.* (彼はかの首服者を捕え、丁度専制者や寡奪者が義務を破り、理性の束縛を脱するやうに、不正の剣がすべの者に対して振われ、当事者と共に無辜の者を殺戮した。伝えられるところでは、裁判の命令もなく、何らかの処刑宣告を受ずることもなく、取獲の際に殺物の穂が刈り取られると同じやうに、七千人の人民が殺された)。ソウリスムの叙史(Vita Ambros. 24)によれば、虐殺は三時間に行なわれた。

- ⑦ Ambros. ep. LI.6.
- ⑧ Ep. LI, 14: *postremo scribo manu mea, quod solus legas.*
- ⑨ Sozomen, H. E., VII, 25, 1 f.
- ⑩ Cf. ep. LI, 6: *imo quod ante atrocissimum fore dixi, cum toties rogarem: et quod ipse sero revocando grave factum putasti, hoc factum extenuare non poteram.* (以前私が度々要請した時に、私は非常に激しいことを申しました。陛下は後に撤回して、事が重大であることを認めようしますが、私はこのことを輕視するやうにせよとせよとしました)。

⑩ Ep. LI, 14.

⑪ Cf. *ibid.*, 13: *ego inquam, causam in te contumaciae nullam habeo, sed habeo timoris offerre non audeo sacrificium, si volueris assistere. An quod in unius innocentis sanguine non licet, in multorum licet? Non puto.* (たゞて申上ります。私は陛下に反抗を示すつもりはありませんが、危懼を示すものです。もし陛下が出席したらと希望するも私は祭費を捧げません。一人の無辜の者の血を流して許されることが、多数の無罪の者の血を流して許されるでしょうか。私はどうは考へかねず。)

⑫ Sozomen. H. E., VII. 25.

⑬ Cf. Dudden, II., pp. 387, 8.

⑭ *ibid.*, p. 387.

⑮ Cf. *Cod. Theod.*, XII. 1, 123. 拙稿「後期ローマ帝国とツリノマーク」(『武蔵大学文学部紀要』第五号所載)参照。

⑯ De *Obitu Theod.* 7, 1200: *Et iam certe senior aetate, sed validus fide.*

⑰ *ibid.*, 6, 1199: *fides militum imperatoris perfecta est.*

⑱ *ibid.*, 1199~1200: *quia et fides imperatoris militum virtus est.*

⑲ *ibid.*, 8, 1200: *Fides ergo auget aetatem.*

⑳ *ibid.*, 13, 1202: *quod tanta imperator ageret verecundia, ut mallet sibi homines religione quam timore astringere.*

㉑ Cf. W. Ensslin, *Die Religionspolitik des Kaisers Theodo-*

*sius d. Grosse*, S. 71.

㉒ *Cod. Theod.* IX. 40, 13. (朕の習慣に反したるため、按じよりなむとてかたじけなく厳格な処刑を課したる場合は、即刻それらの者が処刑せうけ、或は処刑宣告をとり上げることなせよう望むものにして、かれらの運命と財産、並びに身分は三十日間保留せらるべし)。

㉓ Cf. *Cod. Theod.* XVI. 3, 1: *quicumque sub professione monachi repperiuntur, deserta loca et vastas solitudines sequi adque habitare iubeantur.*

㉔ Cf. Ensslin, S. 71.

### III

皇帝は帝権に関する強い自覚と信念によつて、たしかに宗教組織にまで自己の意志を反映させることができたであらう。この皇帝に対抗して、宗教と教会の独自性を主張するには、同様に強い自覚と信念をもつた人物が必要であつた。アンブロシウスはまさにこの資格を具備した司教だったのである。アンブロシウスの関心は、教会の自律性の擁護であるが、それは彼が教会のために主張した権利ともいふべきものであり、この権利は人間生活の営みに根本的重要な意味をもつとて意識に基づいたものである。①このよ

うな意識から、彼は教会の代表者が正当と思惟する通りに  
行う自由を確保しようとし、教職者が自己の感したことを  
述べることを義務とする<sup>①</sup>。

彼はあらゆる時間、空間において、正当な原理は神の権  
威であり、神の権威から発せられる命令を受容することで  
あるという確信に基づき、社会の福祉こそ先ず求められね  
ばならず、神の権威を体する聖職者への服従を当然と考え  
る。「まことに、万物を統へ給う神、即ちクリスト教徒の神  
を誰もが真心こめて礼拝するものでなければ、他にどんな福  
祉もない<sup>②</sup>」のであり、皇帝も「教会の子」である以上、自負  
してはならないし、権威維持のためには神に服従しなければ  
ならない<sup>③</sup>。現世的権力は自律的、独立的ではあり得ない  
ことになり、信仰の大義に基づき、クリスト教皇帝につき裁  
断することが司教のなすべき事となる。先にウァレンチニ  
アヌス二世に宛て行われた、シンマクスによる勝利の像の  
元老院への復帰請願にアンブロシウスが介入したのも、宗  
教に含まれる問題だからであり、宗教の大義によつて司教  
たる彼が乗出したのである<sup>④</sup>。

かかる点に附加されたアンブロシウスの武器は、「敬虔

は常に陛下の行為の王冠でした<sup>⑤</sup>」ということばに示される  
ように、皇帝が敬虔であるということ、及びその敬虔によ  
つて、結局皇帝は教会に屈服せざるを得ないことを看破し  
得る彼の洞察力であつた。「私はそれ故、私の当然なすべ  
きでないことに介入しないし、他人の事柄に差出がましい  
こともしません<sup>⑥</sup>」といつていることばは、彼の本心を示し  
たものではあろうが、反面、宗教に関する問題については、  
他人の事柄にも容喙すべきことを含意するわけであり、そ  
れはクリスト教皇帝にとり大きな掣肘とならざるを得ない  
のである。

彼は、「私が国家の大義において語る場合には、その大  
義に照らして正義は遵守されねばなりません<sup>⑦</sup>が、この場  
合私は聞いて貰えなくとも、それほど恐怖に縛られること  
はありません。しかし神の大義の場合には、牧師の大きな  
行為が如何で誤りが犯されるのですから、牧師に聞かずに陛  
下は誰に聴き給うのですか。牧師に聞かずに、誰が陛下  
の宣うことを真理と聞くでしょうか<sup>⑧</sup>」といつている。更に  
いつそう明確に、「陛下の私に対する罪を見た場合には、  
私は沈黙してゐるべきではありませんのであります。實際次のよ

うに書かれています。もし汝の兄弟、汝に対して罪を犯さば、まず彼を諫めよ。次には二、三の証人の前にて声高く咎めよ。もし彼が汝の云うを聞かざれば、教会に告げよと。

ですから、私が神の大義を云わないでいて良いでしようか」とも述べている。神の大義に関して処置すべき、司教としての自己への大きな信頼である。同時に、聖餐を許されるまで長い間、皇帝の威厳を取去つて、懺悔者としての行動をとつたように思われることは、この皇帝の真摯な信仰心を示す好例であり、たしかに、アンブロシウス自身認めているように、公的懺悔の中に眞のクリスト教皇帝であることを確認したのである。皇帝は八ヶ月の長い懺悔期間が終りに近づいた時、聖餐礼に出席を許されたが、聖餐拝領を許されず、そのため涙と共に過ちを告白し、全教会の前で懺悔を行つた。その結果、聖餐拝領の再承認がクリスマスの日に行われたのである。

テッサロニカ事件後、テオドシウスの屈服に至るまでのアンブロシウスと皇帝の間を決定づけたのは、テオドレトスの教会史に述べられている、「司教も皇帝も、甚だ大きな、非常な徳により輝いた。両者について、私としては一

方では前者の言論の自由を、他方では後者の信服を、また一方では前者の熱意の激しさを、他方では後者の信仰の純粹を贊嘆する」ということばによつて表わされる要素であつたらうけれども、そしてエンスリンの云うように、皇帝の懺悔をカノッサの屈従に比することが否定されるべきものとしても、アンブロシウスの力と洞察、及び皇帝の神への畏懼なしには理解されない。

再言すれば、テッサロニカ事件の結末としての、三九〇年クリスマスにおける前述の皇帝の懺悔が、テオドシウスを眞のクリスト教皇帝たらしめた転回点であつた以上、ここに至らしめたアンブロシウスの影響力は十分に評価されねばならない。この場合のアンブロシウスの行動が、単に教権の誇示でなくて、神に対し、また人間性に対し有害な罪を犯した者に対して神の法の尊厳を擁護したものであり、他方テオドシウスの行動は、侵略的な教権の力への弱々しい、卑屈な譲歩でなくて、宗教と道徳の根本原則を維持しようとする教権を大度量を以て確認したものであると見解は、一応肯定さるべきであらう。しかし本質的には、アンブロシウス個人の積極的な庄服力による帝権の叩頭を

意味するものであつたことは否定できない。同時に、皇帝のアンブロシウスへの信頼が高まつたことは当然である。

それは、テッサロニカ事件の皇帝懺悔の物語の後に起つた出来事として、テオドレトスが述べている話の中にも示されている。或る祝典でテオドシウスがミサに出席した時、慣例に従い、聖餐を待つて礼拝堂内の牧師たちの席に座していた<sup>⑧</sup>。アンブロシウスはディアコンをして皇帝にその席を去るように云わせた。

《τὰ ἐπιθού, ὁ βασιλεὺς, μὴνους ἐστὶν ἐπιθῶν βασιλῆα, τοῖς δὲ ἀλλοῖς ἑτάροις ἀπορτὰ τε καὶ ἀπαυορτὰ, ἐξῆλθε τοῖσιν καὶ τοῖς ἀλλοῖς καθύπερ τῆς οὐρανοῦ ἀνουγῆς τῆσ βασιλεὺς οὐκ ἐκίσσησθῆαι》<sup>⑨</sup>  
 Toleré.

皇帝はこのことばに従つたのであり、以前とは違つて、アンブロシウスのとつた態度に憤ることなく、その後には反つて、「朕は真実の教師を得なかつたから、皇帝と牧師の相違を教えられなかつた。朕はアンブロシウスのみが司教と呼ばれるに値することを知つている<sup>⑩</sup>」と云つたと報ぜられてゐる。この物語が暗示するように、以後は、従前に見られた施政の考慮の中に包括されたカトリック主義から、カトリ

ック的考慮に基づいた施政へと進展したといえるのである。勝利の祭壇恢復を乞うた元老院の使節は拒否されたが、

もはやアンブロシウスの助言を必要とせず、また異教、異端への措置は明白に嚴重になつた。三九一年二月二四日には、犠牲及び寺院訪問の禁止を命じた指令がローマ都督アルビヌス宛ミラノから発せられ<sup>⑪</sup>、旅行中に、或は都市で礼拝のために寺院に入つた高級官吏は、地位に應じて多額の罰金を課され、彼の部下職員も同じ程度の罰をうけた。五月十九日にはローマで勅書が発せられ<sup>⑫</sup>、諸都市、町村からの異端信仰者排除が再び繰返し命ぜられ、かれらの公式、非公式の集會が禁止された。更に三九一年六月九日、東方へ旅行中のテオドシウスは、コンコルディアで背教者に対する法を敵達した<sup>⑬</sup>。戦死者と迷える者は救済されるが、聖なる洗礼を冒瀆した背教者は、他の犯罪同様、いかなる懺悔によるも救済され得ない。かかる背教者は、どんな地位の者であれ、有する特権と免除を剥奪され、永久に公権を喪失し、民衆中の最も卑賤な者の仲間に入え入れられないのである<sup>⑭</sup>。

少し後、六月十六日には、アレクサンドリアでの異教崇

揮、異教寺院への接近を禁ずる勅令がエジプト総督ヘウマグリウス宛送せられてゐる。この年のエジプトに起つた異教徒の激しい暴行事件、それに対する勅書と鎮圧、或はその他の東方地域でも異教への強き弾圧がもつたことは、インヌンス (H. E. VII, 15 ff.) やネキルノントス (H. E. V.) の記事から知られる。(註 ⑤)。

- ① Cochrane, op. cit., p. 347.
- ② Cf. ep. XL.
- ③ Ep. XVII. 1 : aliter enim salus tuta non poterit, nisi uniusquisque Deum verum, hoc est Deum Christianorum, a quo cuncta reguntur, veraciter colat.
- ④ Ep. XX. 19.
- ⑤ Ep. XXI. 4 : incausa fidei episcopos solere de imperatoribus Christianis indicare.
- ⑥ Ep. XVII. 13 : Cassa religionis est, episcopus convenio.
- ⑦ Ep. LI. 12 : apex tuorum operum pietas semper fuit.
- ⑧ Ep. XI. 3 : non ergo importunus indebitis me intersero, alienis ingero.
- ⑨ ibid., 4 : Et tamen si in causis reipublicae loquar, quamvis etiam illic iustitia servanda sit, non tanto astringar metu, si non audiar : in causa vero Dei quem audies, si sacerdotem non audias, cuius majore peccatur periculo?

Quis tibi verum audebit dicere, si sacerdos non audeat ?

- ⑩ ibid., 5 : Si in me peccari viderem, non deberem tacere, scriptum est enim : si frater tuus in te peccaverit, corrippe illum primo, deinde increpa, duobus aut tribus testibus testibus. Si te non audierit, dic Ecclesiae. Causam ergo Dei tacebo ?
- ⑪ Ensslin, S. 73.
- ⑫ De Obitu Theod., 27 : Bene hoc dicit, qui regnum suum Deo subiecit, et poenitentiam gessit, et peccatum suum confessus, veniam postularit : ipse per humilitatem pervenit ad salutem. Humiliavit se Christus, ut omnes elevaret : ipse ad Christi pervenit requiem, qui humilitatem Christi fuerit secutis. (これは自己の過咎を神に以て置きて懺悔を以て、自己の過咎を告白して免罪を要請した者は正しくつとむるべきことのべきである。このやうな者は謙讓により祝福に達したのである。たゞこの者を誦するたゞ、クリスト自ら謙讓を示し給うた。クリストの謙讓に倣う者はクリストの安息に達したものである)。
- ⑬ ibid., 34 : Quid privati erubescunt, non erubuit imperator, publice agere poenitentiam : neque ullus postea dies fuit, quo non illum doleret errorum. (公的に懺悔するのを個人は恥ぢるが、皇帝は恥ぢなかつた。自己の過咎に苦惱しなふやうな事は皇帝は無かつたのだ)。
- ⑭ Rufinus, H. E., II. 18 : culpanque cum lachrymis professus, publicam poenitentiam in conspectu ; Sozomen, H.

E. VII, 25.

- ①⑨ Cf. Theodoret. H. E., V, 18, 5 ff.
- ①⑩ *ibid.*, V, 18, 23 : *τοσούτη καὶ τηλικαύτη καὶ ὁ ἄφιςπεὸς καὶ ὁ βασιλεὺς διέταξαν ἀετήν ἀμφοτέρων τῶν ἔργων ἄρτια καὶ μὲν τὴν παρανομίαν, τοῦ δὲ τὴν εὐσεβείαν καὶ τοῦ μὲν τῆς τοῦ ἑῴου θεομάττου, τοῦ δὲ τῆς πίστεως καθάρτηα.*
- ①⑪ Cf. Ensslin, S. 74.
- ①⑫ Cf. Dudden, II, p. 391.
- ①⑬ Cf. Sozomen. VII, 25, 9 : *ἐθὺς τοὺς βασιλεὺς τῶ ἐπαρτίῳ ἐκκλησιαστικῶν κατ' ἐξούην τῶν δόγων τοῦ ἀαυῦ κατωπορεύουσ' ἰσχυροτέρως δὲ ἢ ἀραξίας εἶναι τοῦτο συνιδὼν τῶντων εἶναι βασιλεὺς ἐπὶ καθολικῶν τέρατε τῶν πηρὶ τῶν δουλοκτωρ τοῦ λεπαρέου.* (皇帝などは統治の優越によつて、会衆から離れて教会に集会する習慣をもつた。その場所を特別に占有するところは、皇帝の教会における無規律に、その神聖に、それらに、彼ら牧師の集合所に座した)。
- ①⑭ Theodoret. V, 18, 21. (註ト、礼拝堂内は牧師にのみ入るゝことが許され、他の者はすゝて入り得ず、触れられませぬ。故に外に出て、他の者と同席し給へ。紫衣は皇帝を作りますが、牧師を作るものにはありませぬ)。
- ①⑮ *ibid.*, 24~25 : *μήτις βασιλεὺς καὶ ἱερεὺς σὺδὸδὸν διανοοῦν, μήτις τὰν εὐθὺν ἀληθῆνας διδάσκουσιν. Ἀμφοτέρων τὰν αἰῶνα μόνων ἑρισσοτέρων ἀέτως καθοδόμενον.*
- ①⑯ Ep. LVIII, 4.
- ①⑰ Cod. Theod., XVI, 10, 10.
- ①⑱ *ibid.*, 5, 20.
- ①⑲ *ibid.*, XI, 39, 11 ; XVI, 7, 4, 5.
- ①⑳ Cod. Theod., XVI, 7, 5 : *de loco suo statuque vulgi perpetua urantur infamia ac ne in extrema quidem vulgi ignobilis parte numerantur. quid enim his cum hominibus potest esse commune, qui infandis et feraltibus mentibus gratiam communione exosi ab hominibus recesserunt?* (かれら自身に地位と身分から排除され、永遠の不名誉に、その苦惱を受はせらるゝ、また卑賤なる人民の最たる者に、つゞいて仲間とされぬべし。實際、かれらが恐ろしく、兇悪な心によつて聖餐の恩禮を蔑視し、人間から去るなら、これらの人間とかれらは何を共通にもち得るか)。
- ㉑ *ibid.*, 10, 11.
- ㉒ Sozomen. VII, 20, 3 : *μαθὼν δὲ ὁ βασιλεὺς ἀμαρτωρ ἔσθαι πρὸς τὸ θεῶν διακρίναι ἢ τὰ Νεβίου νόματα καὶ τὴν ἐπιπέδον ἐπιτηρίων τιπορημίτων τῆς εσβεσίας ἠγθέστερον τὰν ψούσερον ἐκείνων ὁ πορταρῶς, εἰς τὴν ἀληθῆς ἀβῶς τὸ ἐπὶ τὸν πέταλας ἐπὶ τῶν καὶ θουρίας κατὰ τὴν αἰμάτων ψούσε μαρτυρῶν τὰς ἐκ τοῦ θεῶν παραδεδότου ἐπιστολάς.* (皇帝は、以後神々への敬虔からナイル河の流れと好季節を気にかけるよりも、神への信仰を保持することがより良うことを知るように入つた。なぜなら、魔術だけに導かれること、犠牲を捧げて悦ぶこと、及び血を流して神の楽園からの洪水を汚すことだけが、ナイル河は決して

流れはしないのであつた)。

②③ Hans Lietzmann は、かかる異教弾圧について簡単に述べ、三九一年夏以後における皇帝の心の変化に基くとするが、アンブロシウスの力を認めながらも、そのよつて来るところを、コンスタンチノポリスの教会との協調の恢復に帰してゐる (The Era of the Church Fathers, tr. by B. L. Woolf, p. 91)。

#### 四

前年クリスマスへの懺悔が皇帝をしてこのような厳しい態度に至らしめたものとするなら、テッサロニカ事件は彼の帝権の名実共に全きクリスト教化の契機であつた。

以後のクリスト教強化措置を列挙してみよう。三九二年四月十七日、ローマ都督プロクルス宛、サーカス競技の日曜日開催の禁止、日曜浄化の拡大が命ぜられた<sup>①</sup>。七月十八日、刑期を満了して復帰した者に再び追放が課され、十月十八日、教会による亡命者庇護権が否定された。これに先立ち、先述の異教徒の総督タチアヌスは免ぜられ、カトリック教徒のルフィヌスが代つてゐる<sup>②</sup>。フランクの軍司令官アルボガストが異教に友好的な人物として、八月二十二日にエウゲニウスを帝位に擁立していたことも、皇帝にクリ

スト教徒、異教徒間の争という認識を深くさせたという考察が可能である。十一月八日、各種の神々崇拜が禁ぜられ、犠牲行為や家庭での礼拝まで、細部にわたつて処罰規定が示された<sup>③</sup>。従来異端への関心のかげにかくれるように、注目を免れていたユダヤ人に対しても、集会の禁止、嚴重な干渉の命令が軍司令官アッダイウス宛発せられた<sup>④</sup>。篡奪者エウゲニウスとの戦は、テオドシウスのクリスト教皇帝としての外観を最もよく表明したものであつた。ユピテルの像を置き、先頭にヘラクレスの像をおしたてた敵に対し、クリスト教の神に祈りを捧げたテオドシウスが勝利を得たのである<sup>⑤</sup>。

たしかに、アンブロシウスが宗教に関した事柄、或は更にそれに関連した政治的措置について、皇帝の意志を掣肘することが多かつたことは認められねばならない。対エウゲニウス戦に勝利の後、彼は敵に寛大を示し、教会に避難しようとした者に許可を与えたが、これはアンブロシウスの容赦の請いによつたものである<sup>⑥</sup>。しかし、既に国内に皇帝の重大な敵が予想されなかつた情勢を無視することはできない。元老院内においても、異教徒の勢力は重視すべき



対象ではなく、改宗の勸奨と、同時に信仰の誤りへの弾圧が着々と行われた。<sup>⑧</sup>これらのことは、警戒すべき対象としては力の限界をこえた異教や異端のみにわれわれが眼を向けるのみでなく、皇帝本来の政治的配慮を注視しなければならぬことを教えている。宗教問題への顧慮以上に政治的自主性を堅持しようとしたテオドシウスの態度の一例は、既に三八九年或は三九〇年初めの出来事の中に認めることができる。<sup>⑨</sup>まさしくテオドシウスは、政治的凝集力の原則が正統クリスト教の中に見出さるべしとする確信をもつたのであり、そのためにテオドシウス体制は異教徒、異端者、ユダヤ人には閉ざされたけれども、教会の子としての生得権承認を用意したあらゆる者に開放されたのである。<sup>⑩</sup>それは、その者が真実のカトリック教徒たるや否やは敢えて問題とされないことを意味する。

テオドシウスは、クリスト教徒としての自覚においては、彼の前のいかなる皇帝にも劣らなかつた。<sup>⑪</sup>この点からいえば、彼と司教アンブロシウスとの間には、宗教問題について衝突の起る余地はない筈である。しかし、彼には帝権を神により委託されたという自覚があり、しかもローマ伝統

の帝権護持の念があつたとすれば、その自覚の根底には帝国の安定、統一を希求する心があつたと考えねばならない。また彼が結局は教会の成員として、皇帝たる意識を超えて行為しなければならなかつたのは、彼のクリスト教徒としての意識以上に、当時の教会の力、特にその指導者アンブロシウスの影響を無視することはできないであらう。

アンブロシウスは皇帝を現世の第一人者と認めながら、現世にあつてその皇帝に優越すべき教会の代表者としての地位を自負した。<sup>⑫</sup>彼は、皇帝が彼を信じ、導かれ、彼の云うことを認めることにより、完全な幸福と繁栄で永遠の平和を享けることができる<sup>⑬</sup>と述べている。このような自負を支えたのは、彼の強固な意志と政治力であり、また帝政末期における強力なカトリック・クリスト教そのものであつた。これこそ、天性激烈であり、<sup>⑭</sup>過ちを宥すよりも斬らんと欲した<sup>⑮</sup>と述べられるほどの強烈な性格の皇帝をして、アンブロシウスに屈服を余儀なくさせたものである。

教会の利益は皇帝がクリスト教徒であり、敬虔たるべきことである。従つて、「われらは神が紛擾を去り、陛下ら皇帝のために平和を維持し、皇帝がクリスト教徒で敬虔で

あることを利益とする教会の信仰と平和を持続し給わんとを神に懇願する」<sup>⑧</sup>のであり、進んで皇帝に強力な発言を敢てする。他方、テオドシウスにとつては、もちろん彼が篤信の皇帝であつたということが前提ではあるが、クリスト教帝権による統一の強化、もしくは帝国の完全なクリスト教化は、教会側のイニシアチヴによるものでなくして、伝統の帝権の指導下に行わるべきであつた。クリスト教帝権である以上は、先ず教会側の意志が反映されるべきものと考えられるアンブロシウスと、かかる点から、施政の実際面とその経過において齟齬を来すことになつたのである。

既に古代末期、皇帝は単に伝統の帝権の保持者としてだけに留まり得なかつた。皇帝が称賛され得るのは、「他の皇帝たちは勝利の凱旋の始めに当り、凱旋門その他凱旋記念物の準備を命ずる。仁慈ある陛下は、神への献納を準備し、奉獻と感謝の行為が牧師によつて主へ呈せられることを欲し給う」<sup>⑨</sup>からである。主はローマ帝国に好意を表明し、帝国の秩序の中で徳と力と、また諸皇帝の勇氣に優り、牧師たちの謙讓に優つた君主としてテオドシウスを選び給うたのであるが、このことは、皇帝の選択も、皇帝の慈悲の

母である教会により意思表示されるべきを意味する。かくては皇帝にいつその敬虔、「主が与え給うたよりもなお卓越せるものがないような敬虔を更に望み」<sup>⑩</sup>、被征服者（エウゲニウスの党）への容赦を要請する。皇帝としては、帝国のクリスト教化により、かかる教会側の欲求に応え得ると同時に、帝国の聖なる統一として精神的強化をもたらすことができる。それは必ずしも帝権の教権への屈服を前提としない。

「陛下が自己を制し、敬虔に専念して、天性の激烈に打剋つことを私は好んで陛下に委ねます」というのは、皇帝の敬虔を信頼してのことであり、天性の激烈も「それを誰かが和らげようと欲するなら、陛下はすばやく慈悲に変えます。誰かがそれを鼓舞するなら、陛下は廢することができないほどに高めます」ということを認める。しかし端的にいえば、続いて、「それを和らげる者がなかにしても、それを燃え上らせないようにしたいものです」<sup>⑪</sup>と述べているように、アンブロシウスのテオドシウスへの態度は皇帝教化ということであり、それをなさんとする自己の指導力への自信である。それなくしては、「陛下のわれらの神へ

の調和が必要であることを誰も云わなかつたとしたら、憎悪が私の上になおいつそう加わつて積み重ねられる」ことになり、或は聖書にある「余は主に対し罪を犯した」ことになる。かかるが故に、彼は皇帝に「勧告し、請ふ、諫め、忠告すべし」のいふべし。

- ① Cod. Theod., II, 8, 20.
- ② Ibid., XVI, 4, 3.
- ③ Ibid., IX, 45, 1.
- ④ Ibid., VIII, 6, 2; IX, 28, 1.
- ⑤ Cf. Ensslin, S. 82.
- ⑥ Cod. Theod., XVII, 10, 12.
- ⑦ Ibid., 8, 9.
- ⑧ Cf. Theodoret, V, 24, 4, 17.
- ⑨ Cf. ep. LXI, 7; LXII, 3 ff.; de Obitu Theod. 4; Paulinus, Vita Ambros. 31; Cod. Theod., XV, 14, 11.
- ⑩ De Obitu Theodos. 4: et nos celebramus Theodosii quadragesimam, qui imitatus Jacob, supplantavit perfidiam tyrannorum, qui abscondit simulacra gentium; omnes eorum caeremonias obliteravit: qui etiam iis qui in se peccaverant, doluit quam dederat perisse indulgentiam, et veniam denegatam. (おのれがせむしめしむるの即位四十年記念日を祝ふ。彼はヤコブに似てなり、竊奪者たゞの不信仰の

誤りを指摘し、異邦人の偶像を葬り去つた。かれらのすべては敬神を抹殺したのである。彼はまた誤りを犯した者に怒つて免罪を与えようとすることなく、恩寵を否定した)。

⑪ 拙稿「テオドシウスのクリスト教帝権について」(宮崎大学学芸学部紀要)第七号所載)参照。

⑫ Cochrane, p. 336.

⑬ Cf. Theodoret, V, 24, 17: *καυμάριος δὲ καὶ τῆν Ἱερουσόλυμα καὶ τὸ μάρτυρον δι' ἐκείνην τεύμενον θνατός. καὶ τὸτε δικαίαν καὶ εὐπορίαν ἐπέχειτε τῆς κατ' αὐτὸν τιμωρίας τῆν ψῆφον, τοσούτος ἦν ἐκείνος καὶ ἐν εὐθύνη καὶ ἐν προέμη, ἀεὶ μὲν τῆν βασιλῆα ἐπιτροπέαυ αἰτῶν, δεῖ δὲ ταύτης μεταδιδράσκων.* (彼はローマ人の像をも、その自信の故に生じた愚かちをも嘲笑した。それ故、彼は復讐に抗して、正しく、立派な決定を実行した。かくの如く、平時、戦時を問はず、彼は常に神の援けを求め、また神の援けに与つたのである)。

⑭ e. g. ep. LVII, 10: Tu utique nemo cognabat, nemo habebat in postestate, debuisti ab sacerdote consulere. (誰もかく陛下には誰も強制する者ならまやんでしたし、誰も力が及ばなかつたのですから、陛下は牧師から忠告を求めざるべしと)。

⑮ Cf. ep. LI, 17: Si credis, sequere; si inquam, credis, agnosce quod dico: si non credis, ignosce quod facio, in quo Deum praefero. Beatissimus et florentissimus cum sanctis pignoribus firmaris tranquillitate perpetua, impera-

tor augusta. (陛下が私を信じ給うなら、私に従ふ、陛下が信じ給うなら私の云うことを認め給えと云わねばなりません。私を信じ給わぬなら、私が為すこと、私が神を第一とすることを有し給え。尊厳な皇帝よ、永遠の平和となり、聖なる皇太子と共に、最上の幸福と繁栄を享け給わんことを)。

彼は「田中吉の木の子を汝血せむ」といふ(Jer. I. 12) といふことばを引らば、牧師の権威が普遍的であるべく、狭くことばを限らざること同一になん、牧師の苦言がやがて後に花を咲かせむことを示す(ep. XL. 2~3)。「皇帝の神畏懼を知りしるから皇帝とて扱ひしるるが、皇帝が粗野に語る場合などは別途に扱われねばならぬと述べてしる(ep. XL. 27)。「我を、懇願し、うごかざる」(2 Cor. II. 10) の内縁は「我を母より背離せしめしむるをなす」の意である(ep. XL. 4)「しかく彼のチホエマヌスの言動の中に、かなる種族を何とぞ背離なるぞを思出せざるべからず」。

② Ep. LI. 4: habes naturae impetum.

③ De Obitu Teeod. 14: maluit peccatum recidere, quam excusare.

④ Ep. LI. 14: rogenus eum, ut perturbationes auferat, pacem vobis imperantibus servet, fides Ecclesiae et tranquillitas perseveret, cui prodest Certianos et pios esse imperatores.

⑤ Ep. LXI. 4: Alii imperatores in exordio victoriae arcus triumphales parari jubent, aut alia insignia triumphorum:

clementia tua hostiam Deo parat, oblationem et gratiarum actionem per sacerdotes celebrari Domino desiderat.

⑥ ibid., 6: Vere Dominus propitius est imperio Romano; quandoquidem talem principem et parentem principum elegit, cujus virtus et potestas in tanto imperii constituta culmine triumphali, tanta sit humilitate subnixta, ut virtute imperatores, humilitate vicerit sacerdotes.

⑦ Ep. LXII. 3: matrem pietatis tuae Ecclesiam.

⑧ Ep. LXI. 7: Opto tamen tibi etiam atque etiam incrementa pietatis, qua nihil Dominus praestantius dedit.

⑨ Ep. LI. 4: Libenter eum committo tibi: ipse te revocas, et pietatis, studio vincis impetum naturae.

⑩ ibid., quem si quis lenire velit, cito vertes ad misericordiam: si quis stimulet, in majus exsusctas, ut eum revocare vix possis.

⑪ ibid., Utinam si nemo mitigat, nullus accendat!

⑫ ibid., 6: in me etiam amplius commissi exaggeraretur invidia, si nemo diceret Dei nostri reconciliationem fore necessariam.

⑬ II. Reg. XII. 13: Peccavi Domino.

⑭ Ep. LI. 12: Suadeo, rogo, hortor, admoneo.

## 五

De Obitu Theodosii Oratio の冒頭に述べられてゐるところによれば、テオドシウスの死により、地の動きは重大となり、絶えざる降雨の脅威をうけ、此の最も仁慈な皇帝が地上から取去つた過去の習慣の暗黒がいつそう暗く帝國を脅した。天は闇に蔽われ、絶えず荒々しく空間はくらがり、地は動揺で打ちのめされ、水の氾濫で充たされた。<sup>①</sup>このようなことばは、追憶のことばとして、慣例的な修飾を含むにせよ、アンブロシウスがテオドシウスに対して抱いた期待をも同時に含むものであらう。

アンブロシウスは、『わが軛ツレキを負いてわれに学べ……わが軛は易く、わが荷は軽ければなり』<sup>②</sup>ということばを引き、「哲学の誤りに没頭して自己の生命の創造者を棄てたユリアヌスを唯一の例外として」コンスタンチヌス以後のクリスト教皇帝の出現を必然的と見、これによりグラチアヌスとテオドシウスが現れたと見ている。<sup>③</sup>従つてクリスト教皇帝である以上、神の拘束をうけることは当然、且つ極めて容易たるべきであつた。グラチアヌスやテオドシウスにも

同じ拘束は加えらるべき筈であり、具体的には、これら皇帝のクリスト教帝権にアンブロシウスの掣肘が及び、快く受け入れられねばならない。それを受け入れたことによつて、「グラチアヌスとテオドシウスはその他の皇帝の前に、もはや軍隊の武器によつてでなく、自己のかくされた行為により、全く正しく歩んだ。かれらは習慣の紫衣でなくて、光榮の外套をつけた」<sup>④</sup>といわれることができたのである。たしかに、アンブロシウスの皇帝に対する意図は、純粹に宗教的であつたかも知れないが、テッサロニカ事件後のテオドシウスへの親書、及び皇帝のみに秘かに読まるべきものとした書簡(Cyprianus)の動機にみられるように、それを強力ならしめた背後の力を見のがすことはできない。

三九四年九月五日から翌六日にかけて行われたテオドシウスとエウゲニウスとの決戦は、コンスタンチヌス以来のラバルムとヘラクレスを印した軍旗との戦であつた。<sup>⑤</sup>皇帝が六日の晩に二人の聖者により激励された夢を見たことや、激戦中の暴風による敵軍潰滅の物語、或は先述したように皇帝自ら「テオドシウスの神はいずこに在すや」<sup>⑥</sup>と叫んで軍の先頭に立つたことなど、ルフィヌスが「敬虔な皇帝に

は篡奪者の滅亡から得た勝利よりは、異教徒の欺瞞の信仰から得た勝利がいつそう輝やかしかつた」と述べているように、すべてテオドシウスの神による勝利と異教の最後の代表者の無残な死を強調するものであるが、また名実共にクリスト教化した帝権の不動を示している。

アウグスチヌスのように、五世紀始めのクリスト教作家が、ローマにおける異教記念物の破壊と異教の完全な崩壊を述べてはいても、これら叙述は充分控え目に受けとる必要があろう。⑧ たしかにテオドシウスは、「あらゆる偶像礼拝の信仰を葬り去り、それらのあらゆる祭儀を廃し」、「瀆神の誤りを排除し、寺院を閉鎖し、偶像を破壊した。」⑨ かし、犠牲を伴わなかつたにせよ、偶像礼拝の祭典はなお行われたことが知られる。⑩ アンブロシウスは、このような正統信仰の敵の潜在的勢力を知悉していたが故に、クリスト帝権への強力な働きかけをしたのであり、またテオドシウス自身、晩年に至るまで純粹にクリスト教的に留まり得なかつたのである。

古典的体制の欠陥と破滅に直面して、いわゆる第四世紀の改革者皇帝たちは、国家強化のための力としてクリスト

教と結合しようとした。コクランはこのような観点から、コンスタンチヌスとテオドシウスの間の相違は、その目的のために両者が準備した距離にあること、前者はクリスト教承認に当り、自己の行為の論理的帰結を除こうとしたに對し、後者はカトリック国家の形式、秩序を確立することにより、ローマ皇帝に可能な究極の限界にまで赴いたといふことを述べている。しかもこのような相違にかかわらず、両者がクリスト教に求めたのは、それが的確に社会的、經濟的な機能に役立つという根本的な点、即ち政治的考慮から出た点で相似していると考察する。⑪ しかし、少くともテオドシウスについては、テッサロニカ事件後のこの皇帝に、真の回心による地上での神の国建設への敬虔なクリスト教皇帝を認めねばなるまい。両者の努力の失敗、その結果としての急速な結末の到来ということも、コクランのいうような政治的考慮に由来するというより、帝国クリスト教化の矛盾が必然的に惹起させた結果といわざるを得ない。もちろん、名実共に真のクリスト教皇帝としてのテオドシウスは、エウゲニウス討伐の成功による帝国の、或は皇帝自身の心の安定後に得られたものであり、彼の生涯での一大

転期ともいふべき対エウゲニウス戦の勝利には、宗教的裏付けをも見なければならぬ。この転期への大きな鼓舞となつたのが即ちテッサロニカ事件であつた。

この事件後のテオドシウスは、長期間の沈思によつて、「朕はアンブロシウスの宣告の正当なことを知つてあり、また彼は帝国の力を恐れて神の法に背くこともないであらう」<sup>①</sup>ことを更めて認知し、「醜陋の乱暴の裁きを受ける」ことを決心し、「主がすべての悔悟せるものに与え給わんとして開いた戸を、朕に閉ざさぬように」<sup>②</sup>求める、心底からの神の子にならうとする姿が見られる。テオドレトスは更に、皇帝がこの後、教会の部屋に病人を見舞ひ、人民に仁慈を与えようとしたことを述べている。<sup>③</sup>しかし、心の純化による宗教とのいつぞうの密着は、同時に、従来この皇帝が保持しようとした帝権絶対化の理念の崩壊を意味した。第四世紀初頭のコンスタンチヌスにおいて、クリスト教の中に文明の担い手となさへべき力が認識され、たゆまぬ努力によつて、国家との協同関係に立つ統一カトリック教会の理想の実現が求められた。<sup>④</sup>以後この世紀を通じてのカトリック教会の発展は、テオドシウスの自主性を以てして

も、彼が敬虔であつたが故に、究極的にはその影響を全面的に受け容れなければならなかつたのである。

① De Obitu Theod. col. 1197, 1: Hoc nobis motus terrarum graves, hoc iuges pluviae minabantur, et ultra solitum caligo tenebrosior denuntiabat, quod clementissimus imperator Theodosius excessurus esset e terris. Coelum tenebris obductum, aet perpeti horrens caligine, terra quatiebatur motibus replebatur aquarum alluvionibus. Matt. XI. 29, 30.

② Cf. De Obitu Theod. col. 1213, 51: «Tolite iugum meum super vos... Jugum enim meum suave est, et onus meum leve» [Inde reliqui principes Christiani, praeter unum Julianum, qui salutis suae auctorem reliquit, dum philosophiae se dedit errori. Inde Gratianus et Theodosius. ④ *ibid.*, col. 1213, 52: Ambulabant plane maxime Gratianus et Theodosius praee caeteris principes, non jam armis militum, sed meritis suis tecti: non purpureum habitum, sed anictum induti gloriae.

③ Cf. Theodoret. V. 24; Zosim. IV. 58; Sozomen. VII. 24; Socrates. V. 25; Rufinus, II. 33.

④ De Obitu Theod. col. 1200, 7: ubi est Theodosii Deus? ⑤ Rufinus, II. 33, 306: Tum vero religioso Principi gloriosior victoria de frustratisopionibus Paganorum, quam de Tyranni interitu fuit.

- ⑧ Cf. Dudden, II. pp. 438~9.  
 ⑨ De Obtin Theod. 4: omnes cultus idololorum fides eius abscondit, omnes eorum ceremonias oblitteravit.  
 ⑩ ibid., 38: sacrilegos rennovit errores, clausit templa, simulacra destruxit.  
 ⑪ Cf. Cod. Theod. XVI. 10, 17.  
 ⑫ Cochrane, pp. 335~6.  
 ⑬ Theodoret. V. 18, 8: ὅτι αὐτὰ τὰ ἐν τῆς Ἱερουσολῶν πόλεως τὰ ἱερῶν, οὐδὲ αἰθερεῖς τῆς βασιλείας τὴν ἐξουσίαν τοῦ θεῶν παραβίασαι νόμον ᾄ.  
 ⑭ ibid., 12: ὅτι τὰς ἱερὰς ἀεὶ ἀεὶ παραβίασαι ᾄ.  
 ⑮ ibid., 14: ὅτι καλεῖται μοι ἕβραϊ ἢν τῆσιν τοῖς μεταμελῆσαι ἡρωμένοις ὁ θεοπότης ἀνέστη ᾄ.  
 ⑯ ibid., V. 19, 3 ff.  
 ⑰ Cf. H. M. D. Parker, A History of the Roman World, A. D. 138-337, Lond., 1957, p. 309.

執筆者紹介

菌田香融	関西大学助教
間野潜龍	京都大学助手
長友栄三郎	宫崎大学教授
塩見薫	奈良女子大学教授
鯖田豊之	京都府立医科大学助教
牧健二	元京都大学教授
仲村研	同志社大学大学院学生
中谷英雄	和歌山県立桐蔭高校教諭
愛宕松男	東北大学教授



was established. Then, to understand the inspection system in the *Ming* dynasty, we shall have to trace the transition of *Yü-shih-t'ai* period, change of its political institution, and current of *Tu-ch'a-yüan* period. This article treats this situation, corresponding to the administrative policy of *T'ai-tsu* 太祖.

## The Meaning of the Thessalonica Case

—the Empire of Theodosius and Ambrosius—

by

Eizaburō Nagatomo

Cristianization of the Roman Empire may be said to be originated by Emperor Constantinus, and completed by Emperor Theodosius, but the spiritual formation of the really christian emperor Theodosius cannot be completed without the influence of Ambrosius, bishop of Milano, at the strongest stage of which was the case of Thessalonica massacre.

Judging conditions before and after the case, we can realize his spiritual change that Theodosius, who had primarily made much of dignity of the empire, put piety to god as a premise of holding the empire after 390.

## On *Kana* 仮名 in *Gukanshō* 愚管抄

by

Kaoru Shiomi

Our problem is to research from our experience of revision whether it was written only in *Kana* 仮名 or not and in *Katakana* 片仮名 or in *Hirakana* 平仮名, though *Jien* 慈円 himself said that he would write *Gukanshō* 愚管抄 in *Kana* 仮名. It seemed that why he wrote it in *Kana* 仮名 was not to offer it for an unlimited number of common people, but for the certain people or the one who could not read except in *Kana* 仮名.